中華人民共和国

国の概要 (外務省 HP より)		面積 9,600,000 km²
		人口 約 14.1175 億人(2022 年現在)
		首都 北京
教育行政組織		
	国	中央教育行政組織として教育部が置かれている。
	地方	各省,自治区,直轄市に地方教育行政組織として教育委員会または教育庁, 市と県には教育局が置かれている。
教育課程基準		「課程標準」(かつては「教学大綱」)
教科書制度		
	教科書の定義	教育部の「小中学校教科書採択管理方法」(2014年)第2条では、教科書とは「義務教育と普通高等学校における教学用図書(教学図冊や映像材料を含む)で、国務院教育行政部門(教育部)の検定を受けたもの、あるいはその検定権を授与された機関による検定を受けたもの」とされている。
	発行主体	「国語」「歴史」「道徳と法治」の三教科には「国定制」が適用され、主に人 民教育出版社が発行主体となっている。その他の教科は従来どおり、「検定 制」が適用され、要件を満たした出版社による自由発行が可能となっている。
	国定,検定,認定などの制度	国定・検定並行制(「国語」「歴史」「道徳と法治」の三教科は「国定制」,その他の教科は「検定制」)
	採択・選定などの制度	地方政府(省,自治区,直轄市)の責任と権限で行うものとされる。各省や 自治区のレベルで選定と採用を行うか、それとも更に県または市のレベルに 下げて行うかは地方政府の判断に委ねられる。
	使用義務の有無	小中学校において「教育部の検定を受けた教科書を使用しなければならない」とする規定はあるが、教科書の使用義務を規定した法規は存在しない。 学校現場では、教科書の使用が当然視されている。
	有償・無償	教科書の無償化は,農村部で2006年度,都市部で2008年より実施され,2017年度からは財政的に許される範囲内で生徒の学習補助材料(ノートや外国語映像作品など)や教師の参考書なども無償となった。
	給与・貸与	教科書の貸与制度は、教科書の無償化政策とセットになって実施され、すべての義務教育諸学校において適用されている。
	教科書の特色	A4 判主体の教科書が増え、軽量化が図られている。
デジタル教科書の状況		本世紀に入って本格化し、大都市と沿海地域を中心に目覚ましい進展がみられる。2002年に初版を発行した人民教育出版社は、現在、教科書のみならず教師の参考書(各教科の「教材解読」「教案」など)や生徒の学習補助教材を含むデジタル教材の第3版を完成させている。その種類は106種に及ぶ。